

広報みの

Public information paper of Mino

2024年
2月1日
No.1006



二十歳の門出





〈特集〉はたち二十歳の門出

1月7日(日)、文化会館で「美濃市二十歳はたちを祝う会」が開催され、華やかな着物や、真新しいスーツ姿の142名が出席しました。

式典では、二十歳の門出を祝おうと、多くの来賓や恩師が駆け付け、二十歳の決意表明や感謝の言葉に温かい拍手が贈られました。

また、式典後のアトラクションでは大型スクリーンに中学校時代の懐かしい写真などが映し出され会場内は笑顔で溢れました。

人生の節目を迎えた二十歳の皆さま、それぞれの夢や希望に向かって力強く歩んでください。また皆さまの人生が幸多いものとなりますように。



二十歳の決意を皆さまに聞きました



二十歳を迎えるにあたり、今まで以上に社会の一員としての自覚と責任が必要になってくると思うので、その気持ちを大切に、社会に貢献できるよう頑張りたいです。



幅悠真さん

私の周りは人のために全力を尽くす大人ばかりでした。感情を共有できる人、他人に一生懸命になつてくれる人、そんな大人に僕は憧れました。これからもその憧れを追い続けていきたいです。



井上葵さん

私の夢は自分の力で誰かを笑顔にし、輝かすための手助けができる美容師になることです。自分の決めたことは必ずやり遂げ、周りから信頼してもらえよう一杯努力し、両親に恩返しができる立派な社会人になりたいです。



平野未和さん

今まで面倒を見てくださった学校の諸先生方や両親への感謝を忘れないと共に、社会人として自分の仕事に責任と誇りをもち、堂々と胸を張って生きていくように頑張ります。



土本隼大さん

社会人として自覚を持ち、立派な大人になりたいです。



古田光穂さん

今日まで私を温かく見守ってくれた両親に感謝しています。誰にも負けないくらい愛されて育った自信があります(笑)。基本、樂觀的で穏やかなお父さん、心配性だけど強くてかっこいいお母さんが、本当にいつもありがと。



中島風夏さん

令和5年度 予算の執行状況

市民の皆さまに納めていただいている税金の使い道や市の財政状況を知ってもらうため、年2回（2月と8月）、財政事情を公表しています。
 今回は、令和5年12月末日現在の執行状況などについてお知らせします。（執行状況の詳細内容は、下の2次元コードから市のホームページをご覧ください。）



一般会計【歳入】の執行状況

（令和5年12月末現在）

区 分	予 算 額	収入済額
市 税	29億3,323万円	24億3,978万円
地方譲与税	9,597万円	7,170万円
地方消費税交付金	4億6,000万円	3億7,140万円
地方交付税	28億2,393万円	25億3,116万円
分担金及び負担金	2,922万円	1,643万円
使用料及び手数料	1億4,569万円	1億1,723万円
国庫支出金	19億6,856万円	5億7,890万円
県支出金	8億9,930万円	2億1,094万円
繰入金	7億7,704万円	0万円
繰越金	4億3,540万円	4億3,540万円
諸収入	1億5,731万円	1億 417万円
市 債	4億9,420万円	0万円
その他	1億5,427万円	1億7,564万円
合 計	113億7,412万円	70億5,275万円

※繰越事業を含む。

一般会計【歳出】の執行状況

（令和5年12月末現在）

区 分	予 算 額	支出済額
議会費	1億 988万円	8,739万円
総務費	14億7,403万円	7億8,370万円
民生費	38億2,362万円	23億3,524万円
衛生費	10億2,942万円	5億3,666万円
労働費	570万円	570万円
農林水産業費	3億5,253万円	1億7,973万円
商工費	4億2,822万円	2億6,612万円
土木費	16億5,083万円	8億7,456万円
消防費	4億6,334万円	3億1,695万円
教育費	10億6,700万円	6億7,412万円
災害復旧費	3億 134万円	1億 482万円
公債費	6億6,385万円	3億3,134万円
諸支出金	50万円	0万円
予備費	386万円	0万円
合 計	113億7,412万円	64億9,633万円

※繰越事業を含む。

特別会計【歳入・歳出】の執行状況

（令和5年12月末現在）

会 計 名	予 算 額	収入済額	支出済額
国民健康保険	25億3,846万円	16億1,317万円	16億1,723万円
介護保険	21億3,819万円	15億7,310万円	13億6,549万円
後期高齢者医療	6億 191万円	5億 134万円	4億2,876万円

●令和5年度の主な事業



4年ぶりに美濃まつりが開催されました。



4年ぶりにツアー・オブ・ジャパン美濃ステージが開催されました。



第1回美濃市民花火大会が開催されました。



電子図書館サービスを開始しました。

市債の現在高の状況(令和5年12月末現在)

市債は事業によって異なりますが、おおむね5年から30年の期間内で計画的に返済しており、令和5年12月末現在の一般会計・企業会計をあわせた市債の現在高は、昨年と同時期と比べると、減少しています。

■一般会計

区 分	現 在 高
普通債	27億 170万円
災害復旧債	1,771万円
その他(臨時財政対策債など)	40億1,723万円
合 計	67億3,664万円

- 普通債＝道路や学校建設など資産形成のために借り入れた市債
- 災害復旧債＝災害復旧事業の財源とするために借り入れた市債

【特例的な市債】

その他の市債のうち、臨時財政対策債(39億7,090万円)は、国の財源不足による地方交付税の不足分を補うために借り入れた市債で、後に国から交付税として全額受け取ることができます。

■企業会計

会 計 名	現 在 高
病院事業	23億4,898万円
下水道事業	51億5,744万円
上水道事業	12億9,673万円

※農業集落排水事業・下水道事業は、令和5年4月より下水道事業として企業会計に移行されました。

令和4年度 地方消費税交付金の 使途状況をお知らせします

美濃市の令和4年度地方消費税交付金5億1,141万円の内訳は、従来分が2億4,334万円、消費税率の引上げに伴う社会保障財源化分が2億6,807万円となっています。引上げ分については、社会保障の財源とすることとされ、美濃市においては、以下の経費に充てられています。

区 分	決 算 額
社会福祉(児童福祉事業など)	15億9,943万円
社会保険(介護保険事業への繰入金など)	3億9,818万円
保健衛生(疾病予防対策事業など)	7億6,070万円

市県民税・所得税の申告相談

2月16日(金)から 3月15日(金)まで

市県民税と所得税の申告期間は、2月16日(金)から3月15日(金)までとなっています。

申告相談は、防災・中央コミュニティセンター(市役所隣)にて開催します。

また、スマートフォンや自宅のパソコンを利用した便利な電子申告も、ぜひご利用ください。

所得税の申告が必要な人

▽事業収入・不動産収入のある人、土地や建物を持った人などで、令和5年中の所得金額の合計額が基礎控除などの所得控除の合計額より多い人

▽給与所得者で給与収入が2千万円を超える人、給与と退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人、給与を2か所以上から受けている人で主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える人など

市県民税の申告が必要な人

令和6年1月1日現在、美濃市内に住んでいる人で、次に該当する人は申告が必要です。

▽営業、農業など事業所得がある人
▽給与所得者で、事業主から市へ給与支払報告書が提出されなかった人(日雇い、パートなどの人は事業所にご確認ください。)

▽配当、譲渡、地代、家賃などの所得がある人

▽給与、公的年金以外にも営業、農業や不動産などの所得がある人
▽医療費控除や雑損控除、ふるさと

納税などの寄附金控除を受けようとする人、公的年金等受給者で社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者特別控除などを受けようとする人(ただし、令和5年分所得税の確定申告を行う人は、市県民税の申告は必要ありません。)

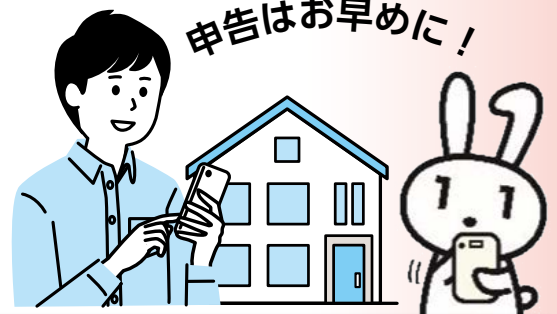
国民健康保険に加入している人は申告が必要です

国民健康保険加入者は、所得の有無にかかわらず、必ず申告してください。申告がないと保険料の軽減措置が受けられないことがあります。

次に該当する人は申告の必要はありません

▽収入が給与所得のみで年末調整が済んでいる人

申告はお早めに!



問 関税務署 22-2233 自動音声案内
税務課 33-1122 (内線123・124)

▽収入が公的年金等のみで、その収入金額(合計額)が400万円以下の人

▽公的年金等の収入金額(合計額)が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

(公的年金等以外に給与や個人年金、その他の所得があり、それが20万円を超える場合は、確定申告が必要となります。また、20万円以下の場合は確定申告の必要はありませんが、市県民税の申告が必要です。)

▽申告の必要がない場合でも、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

市県民税・所得税の申告相談受付日程

○受付時間／9時30分～正午、13時～16時（土・日・祝日を除く）
 ※2月8日（木）は給与・年金所得者で還付申告の人のみが対象。
 ※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

月日	対象地区	月日	対象地区	会場
2月8日（木）	給与・年金所得者で還付申告の人	2月29日（木）	御手洗・長瀬・神洞	防災・中央コミュニティセンター3階 ※各地域ふれあいセンターでの相談は行いません
2月16日（金）	依町・米屋町・相生町・吉川町・下渡・安毛	3月1日（金）	片知・蕨生	
2月19日（月）	本住町・魚屋町・永重町・殿町・港町・前野・梅山町	3月4日（月）	東端・市場・中切・伊瀬・西洞	
2月20日（火）	常盤町・新町・千畝町・段町	3月5日（火）	半道・上切・下切・二町・楓台・極楽寺・もみじが丘	
2月21日（水）	加治屋町・広岡町・曾代・口野々・樋ヶ洞	3月6日（水）	笠神・横越・藍川	
2月22日（木）	泉町・亀野町・上条	3月7日（木）	松森	
2月26日（月）	西市場町・東市場町・富野	3月8日（金）	松栄町・松倉台・中央・生櫛	
2月27日（火）	洲原全地区	3月11日（月）	さくらヶ丘・志摩	
2月28日（水）	上野・乙狩・小倉	3月12日（火）～15日（金）	対象地区の日に申告できなかった人	

○美濃市での相談受付は、簡易な申告内容のもののみです。株や土地の譲渡所得のほか複雑な内容の申告相談は、税務署会場（マーゴ本館4階（関市））で行ってください。
 ○申告に必要な書類の整理や計算がお済みでない場合は、会場で作業していただきますので、申告相談の順番が後になる場合があります。

申告に必要なもの

- ▽マイナンバーカード（番号確認と身元確認）または、マイナンバー通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類
- ▽確定申告のお知らせ（昨年、確定申告をされた人に税務署から送付されています。）
- ▽給与所得者および公的年金受給者は、令和5年分の源泉徴収票（コピー不可）
- ▽営業・農業などの事業所得や不動産所得がある人は、収支内訳書など収支のわかる書類
- ▽国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払金額がわかるもの（年金天引きの場合は、天引きされた年金受給者本人のみが控除の対象となります。）
- ▽国民年金・生命保険料・地震保険料などの支払証明書
- ▽医療費控除の明細書（医療を受けた人・医療機関毎の医療費と、これに係る補填金額の集計をしてください。）
- ※集計がお済みでない場合は、会場で集計作業をしていただきますので、申告相談の順番が後になる場合があります。必ず事前に集計した明細書をお持ちください。
- ▽所得税の還付申告の場合は、申告者本人の還付金振込先口座の番号がわかるもの（通帳など）

申告に関するお願い

- ▽市の会場での受付は、原則として簡易なものに限ります。青色申告、株や土地の譲渡所得のほか複雑な内容のものは、税務署会場(マーゴ本館4階)で申告してください。
- ▽営業・農業などの事業所得や、不動産所得がある人は、あらかじめ収支内訳書を作成してください。
- ▽消費税の申告は、税務署会場(マーゴ本館4階)で行ってください。
- ▽添付書類は返還されないものもあります。必要な場合はあらかじめ写しをとっておいてください。
- ▽ふるさと納税のワンストップ特例を申請した人が確定申告を行う場合(医療費控除を受けるためなど)は、ワンストップ特例を適用できません。ふるさと納税の金額を含めて申告する必要がありますのでご注意ください。



令和5年分
確定申告特集
ふるさと納税を
された方へ
(国税庁)

感染症の感染拡大防止に ついてのお願い

▽発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、後日、来場してください。

次の場合は、所得税の還付 が受けられる可能性があります

○医療費を支払ったとき

令和5年中に自分や生計を同じくしている家族の医療費を一定額以上支払った場合に医療費控除を受けることができます。(ただし、健康診断・美容整形などは、原則対象となりません。)

【控除額(限度額200万円)】

控除額Ⅱ支払った医療費の額(保険金などで補填される金額を除く)ー10万円または所得金額合計の5%(いずれか少ない方の金額)

医療費以外でも、令和5年中に特定の医薬品を1万2千円以上購入した場合は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例(限度額8万8千円)を受けることができます。(適用には一定の条件があります。)

○年末調整で申告漏れの控除があったとき

○令和5年中の退職などにより年末調整を受けていないとき

○2か所以上からの給与所得があるとき(納税となる場合もあります。)

○年末調整の対象とならない雑損控除、寄附金控除を受けるとき

※所得税の還付は、所得税が源泉徴収されている場合のみ、源泉徴収税額を限度として還付の対象となります。

税に関する質問は チャットボットふたば(国税庁) をご利用ください

▽質問したい内容をメニューから選択すると、A(人工知能)が自動回答します。土日・夜間も利用できます。



税務職員ふたば

国税庁 ふたば



確定申告の作成は便利な 電子申告をご利用ください

スマートフォンや自宅のパソコンを利用して、いつでも申告できる便利な電子申告(e-tax)を活用ください。

(自宅からのe-tax申告のご案内は、国税務署からのお知らせもご覧ください。)

【確定申告書の作成について】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成できます。画面の案内に従って、金額などを入力すれば税額などが自動計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。(詳しくは「作成コーナー」で検索)

【作成した申告書の提出方法】

■電子申告による提出
マイナンバーカードおよびマイナンバーカード対応のパソコン・スマートフォンをお持ちの方はそのまま送信提出できます。

■書面の郵送による提出
印刷した書面を税務署へ郵送してください。

コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷することもできます。

マーゴ(関市)に 確定申告会場を開設します。

マーゴでの確定申告は、基本的にご自身のスマホでの申告となります。
来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、次の①、②が必要です。

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②スマホおよびマイナンバーカード(※)

(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

- ・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)
- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)



【確定申告会場】

関税務署の令和5年分所得税、個人事業者の消費税、贈与税の申告会場は、「マーゴ本館4階特設会場(関市)」です。

◆開設期間／2月16日(金)～3月15日(金)<土・日・祝日は除く>

◆開設時間／9:00～17:00(入場整理券が必要です。)

なお、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付、または、LINEを使ったオンラインによる事前発行の2通りで配付しています。
(入場整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。)



国税庁LINE公式アカウント

確定申告会場は、大変混雑しますので、ご自宅等からのe-Tax申告をご利用ください(確定申告期限間際は特に混雑しますので、ご来場をお考えの方は、早期のご来場をお願いします。)



作成コーナー

税理士による無料税務相談所

○会場

マーゴ本館4階特設会場(関市)
(収支内訳書等の作成相談等を行います。)

○開設日時

2月16日(金)～2月29日(木)
<土・日・祝日は除く>
9:30～12:00、13:00～16:00

○相談対象者

令和4年分の所得金額(注)が300万円以下の方で、消費税の課税事業者である場合は、令和3年分の課税売上高が3,000万円以下の方、給与所得者および年金受給者の方。(ただし、譲渡・山林所得がある方、贈与税の申告をする方は除く。)
(注)青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の所得金額

問 関税務署 ☎22-2233 (自動音声案内/相談内容により次の番号を選択してください)

- ・所得税、消費税、贈与税等の申告に関する相談は「0」
- ・国税に関する一般的な相談は「1」
- ・関税務署からの照会やお問い合わせは「2」
- ・消費税のインボイス制度に関する相談は「3」